

フリーディスカッション—消費者主体の活動に求められるもの

報告者：慶應義塾大学産業研究所 石岡 克俊

■ はじめに—本講座の趣旨・目的

■ これまでの講座のまとめ

○ 第一回 ITを消費者の武器にする

- ・インターネット消費者取引の態様（B2C・C2C）とその問題点
- ・プロバイダの位置付けとそのサービス内容（インターネット消費者取引における決済サービスを中心に）
- ・具体的事例の摘示とその対応策

* 取引当事者の情報の非対称性・不確実性を縮減する工夫（ショッピングモールに関する出店基準、プロバイダによる決済サービス、エスクローサービス、信用評価制度…）

* 残された問題（個人情報保護ポリシーないしはガイドライン・認定制度の基準の検討、新しい取引方法・問題事例への対応）

○ 第二回 消費生活の安全性を考える—リスクコミュニケーションの見地から

・リスクコミュニケーションのポイント（技術的リスクメッセージの提供の上で対等なコミュニケーションを図る）

・地域住民・消費者の事業者に対する不信感の除去（安全性への疑問（評価手法、経営体制への不信） 情報未公開、意見の反映）

・消費者選好の商品開発・生産・販売への反映（エコシステム）

・化粧品及び食品に関する安全規制の現状と比較

* 消費者と企業との間における言語の共有

* 企業に成功体験を与える消費者の選択

* 残された問題（わが国における安全規制の実情と問題点の検討）

■ わが国における安全性確保のための規制の概観

○ 安全な生活・安全性の確保の意義

- ・ 絶対的安全の不可能
- ・ (相対的) 安全性：一定の時代及び一定の地域の一般の消費者がその入手できる情報、通常用いるないしは用い得る生活技術において、容易に（合理的な経済的負担で）危害の発生を抑止しないしは回避して、その効用・便利さを利用できること
- ・ 事業者側の技術の発達と消費者の入手できる情報、生活技術などの向上・変化との関係

○ 安全性確保のための規制内容

規制基準である「安全基準」

商品・サービスがその規格・基準に適合するかの「検査・確認手続」

消費者が危害の発生を抑制・回避するための「表示」

○ 安全基準適合性確保のための検査・確認手続（危害の内容、程度、危害原因の正確などを基準に三段階に分類）

物質ごとの審査・承認：製造販売を一切禁止し、国が個々の製品の効果と安全を確認してその製造販売を認めるもの<いわゆるポジティブリスト方式>（消費者が危害の発生を抑えることができず、かつ重い危害を受けるおそれのあるもの。主に化学的危険にかかわる物を経口摂取するもの。食品添加物（食品衛生法 6 条） 農薬（農薬取締法 2 条） 医薬品（薬事法 14 条）など）

なお、審査後に指定がなされるとその使用が制限・禁止されるネガティブリスト方式を採用している例（新規化学物質の届出（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 3 条—））

型式承認・検定（政府認証）：国が品目ごとの安全基準を定め、かつ製品の基準適合性もチェックするもの（経時変化が極めて少なく、重い危害が発生するおそれがあるもの。消費電力量の比較的大きい家電製品（電気用品取締法 3 条—26 条（甲種電気用品））、乳幼児用ベッド、圧力鍋などの生活用品（消費生活用製品安全法 6 条—32 条の 5（第一種特定製品））、瞬間湯沸し器などのガス器具（ガス事業法 39 条の 3—39 条の 14（第一種ガ

ス用品)。液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 39 条—67 条の 5 (第一種液化石油ガス器具))、自動車 (道路運送者両法 75 条) など)

自己認証：国は品目ごとに安全基準を定めるが、製品の基準適合性については事業者自身でチェックをするもの (〃 の型式承認することもあるが危害の内容・程度が軽いためその必要がないもの (電気用品取締法 26 条の 2—28 条 (乙種電気用品)、消費生活用製品安全法 32 条 6—32 条の 12 (第二種特定製品)、ガス事業法 39 条の 17—39 条の 21 (第二種ガス用品等))、危害の内容・程度が重くても経時変化が早いため型式承認が適用できないもの (食品衛生法 4、5、7 条)、〃 による必要がない化学物質による危害に関わるもの (食品衛生法 8 条—10 条、29 条)、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 4—6 条等)

■ 受講者の皆さんからのアンケート結果について

■ 今後の研究会の手法と方向性